

運営状況概要書

(公益6)

法人名：

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

設立年月日 平成4年10月16日

1 法人の概要													
代表者職氏名	理事長 大竹 敦	基本財産等	413,500千円	県出資等額及び比率	206,132千円	(49.9%)	所管部課名	農林水産部水産漁港課					
設立目的	水産資源の維持・増大や栽培漁業の技術開発及び調査研究に関する事業を行い、水産物の安定供給と水産業の社会的、経済的基盤の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。												
事業概要	水産動植物の種苗の生産、供給、放流及び斡旋に関する事業、水産動植物の栽培技術の開発及び調査研究に関する事業、その他本法人の目的を達成するために必要な事業												
関連法令、県計画	第8次栽培漁業基本計画												
役員数 (R6.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		5(1)		5	10(1)
	1	6		2		9	1	17		※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。			

2 法人の行動計画(令和4～7年度)									
県関与のあり方	継続	経営状況	健全化が必要	取組の方向性	・要経営改善 ・公益的事業の安定実施				
目標	○供給するアワビ種苗の自給率向上や、種苗販売先の新規開拓によって収支均衡を図り、事業の安定的な継続を目指す。								
取組	○アワビ種苗生産施設の飼育環境の改善により、供給する種苗の自給率向上を図り、費用の削減によって利益を増加させる。 【目標】アワビ種苗の自給率 R2年度：80% → R7年度：100% ○種苗生産供給事業について、県内外を問わず、新規種苗販売先を開拓することにより、収入を確保する。								

3 財務														
①正味財産増減計算書 (単位:千円)					②貸借対照表 (単位:千円)					<主な経営指標>				
区 分		令和4年度	令和5年度		区 分		令和4年度	令和5年度		項 目		令和4年度	令和5年度	増減※
経常収益		136,257	61,019		流動資産		21,514	7,721		経常収支比率 (経常収益÷経常費用)		127.5%	59.5%	△67.9
基本財産・特定資産運用益		2,779	2,549		固定資産		661,848	622,316		流動比率 (流動資産÷流動負債)		639.3%	190.5%	△448.8
受取会費・受取寄附金					資産計		683,362	630,037		自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)		96.8%	96.2%	△0.6
受託事業収益		8,506	11,613		流動負債		3,365	4,053		有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)				
自主事業収益		44,888	41,096		短期借入金					※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。				
受取補助金・受取負担金		76,024	1,742		固定負債		18,277	19,582		<退職給与引当状況(単位:千円)>				
その他の収益		4,060	4,019		長期借入金					要支給額		引当額	引当率(%)	
経常費用		106,905	102,502		負債計		21,642	23,635		19,582		19,582	100.0%	
事業費		102,731	97,781		指定正味財産									
管理費		4,174	4,721		うち基本財産充当額									
人件費(事業費分含む)		39,192	39,924		一般正味財産		661,720	606,402						
評価損益等		△19,038	△13,763		うち基本財産充当額		397,997	384,233						
当期経常増減額		10,314	△55,246		正味財産計		661,720	606,402						
経常外収益					負債・正味財産計		683,362	630,037						
経常外費用		132	72		※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。									
当期経常外増減額		△132	△72		③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く) (単位:千円)									
当期一般正味財産増減額		10,183	△55,318		区 分		令和4年度	令和5年度	支出目的等					
当期指定正味財産増減額		△75,044			年間支出									
当期正味財産増減額合計		△64,861	△55,318		年度末残高									

運営状況評価表

法人名:

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況		
<p>【令和5年度実績】</p> <p>○アワビ種苗の自給率：64%（前年度：65%、目標：100%）</p>		<p>【令和5年度実績】</p> <p>○経常収益：61,019千円（前年度：61,213千円 ※種苗生産施設整備に係る受取補助金 75,044千円を除く）</p> <p>○経常費用：102,502千円（前年度：106,905千円）</p> <p>○正味財産増減額：△55,318千円（前年度：△64,861千円）</p>		
<p>【自己評価】</p> <p>○アワビ種苗施設工事が完了し大型種苗生産を進めているが、当年度要望があった放流時期までには育成期間が短く、供給に至らなかった。また、夏季の高水温の影響により採苗できなかったこともあり、自給率の目標を達成することができなかった。不足分の種苗（13,75千個）は県外事業者から購入し、補填した。</p> <p>○一方で、令和4年度に完了した種苗生産施設の取水設備工事後、生産状況は安定しつつあり、大型種苗の生産もできていることから、目標とする令和7年度までには全ての県内需要を県産種苗で対応できる見込みのため、B評価とする。</p> <p>○また、大口種苗販売先については、出荷サイズや出荷時期等の条件が折り合わず新規に開拓することはできなかったが、従来の販売先とは、これまでの実績が評価され良好な関係が構築できていることから、前年度と同額の販売実績は維持されている。</p>		評価	B	
		【自己評価】	評価	B
		<p>○県水産振興センター生産のガザミ種苗幹旋の廃止に伴う種苗購入費の減額などにより経常費用は前年を下回ったものの、種苗売却収入（自主事業収益）も減っており、依然として赤字体質は継続している。</p> <p>○主要な公益事業であるヒラメ、マダイの種苗生産・放流について、収入である放流協力金と比較して支出が過大になっていることに加え、アワビ等の種苗売却収入が伸び悩んでいるのに対し、諸物価上昇等により事業費は増加する傾向にあり、赤字解消は困難な状況にある。</p> <p>○大胆な生産計画の見直し（数量削減、供給サイズの小型化など）を行いつつ、放流協力金や種苗単価の値上げ等について関係者と協議し、経営状況の改善を図ることを検討している。</p>		

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況		
<p>【所管課評価】</p> <p>○アワビ種苗生産施設工事は完了したものの、大型種苗の育成には一定の期間を要するため、当年度の供給に至らなかった。</p> <p>○また、夏季の高水温など、環境の影響等による種苗生産不調というやむを得ない状況があるが、引き続き自給率の上昇に向けた取組を実施していただき、自給率100%の目標を達成していただきたい。</p>		評価	B	
		【所管課評価】	評価	B
		<p>○令和4年度に基本財産取崩を行い、一部運転資金に充てたものの、経営状況は依然として厳しい状況である。</p> <p>○経営状況改善に向けて、所管課、県水産振興センターなどの関係機関と今後の事業計画について検討していく必要がある。</p>		

III 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
B	<p>○行動計画に定めるアワビ種苗の自給率に関しては、前年度に引き続いて目標を下回ったものの、計画最終年度である令和7年度には自給率100%を達成できる見込みであることから、今後の自給率安定化に期待する。</p>

【委員からの提言】

○法人の赤字体質の改善のためには、県や水産振興センター等の関係機関と今後の事業計画の見直しに関して具体的な協議を進めていく必要がある。

○アワビ種苗生産の安定化に向けた取組を進めるとともに、生産された県産アワビが高値で取引されるよう、並行してブランド戦略を検討していくことが望ましい。

○行動計画においては、アワビ種苗の自給率に関して目標を設定しているところ、多角化による経営改善や公益的事業の安定実施の観点から、アワビ種苗の自給率以外の目標設定が必要と考えられる。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
<p>○アワビ種苗に関しては、自給率について行動計画の期間内に目標を達成できる見込みとなっているほか、主に遊漁団体等を対象とした放流種苗需要の新規開拓も一定の成果を上げている。</p> <p>○一方、収入の多くを占めるヒラメやマダイ等の放流協力金や漁協等からの種苗売却収入は、ともに漁業者の水揚げ金額と連動しているため、漁獲量が減少傾向にある現状では、販売努力等において当該収入を増やすことが困難となっている。</p> <p>○今後は、各魚種の収支状況の分析に基づき、県及び関係団体等と協議の上、協力金の負担割合と種苗売却単価の上昇を行うとともに、生産経費縮減のため対象魚種とそれぞれの生産数量の削減や、従来よりも飼育期間の短い小型サイズでの放流などを実現したい。</p>	<p>○漁獲量の減少などの影響により、収入源となっているヒラメやマダイ等の放流協力金などの増加に関しては、これまでと同様の取組では難しい状況となっていることから、経営改善を図るため、生産体制や放流協力金の負担割合の見直しといった具体的な取組について法人との協議を進める。</p> <p>○公益的事業の安定実施等の観点から、当該協議結果を踏まえ、次期行動計画の目標設定を検討していく。</p> <p>○アワビ種苗の自給率が100%を達成する見込みであることから、法人と連携して販売先の開拓を進めるなど、安定した収入源となるような取組の実施に努めていく。</p>

法人名 (公財)秋田県栽培漁業協会

①令和6年度計算書類等

法人所管課 水産漁港課

公益財団法人秋田県栽培漁業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県栽培漁業協会（以下、「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を秋田県男鹿市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、水産資源の維持・増大や栽培漁業の技術開発及び調査研究に関する事業を行い、水産物の安定供給と水産業の社会的、経済的基盤の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産動植物の種苗の生産、供給、放流及び斡旋に関する事業
- (2) 水産動植物の栽培技術の開発及び調査研究に関する事業
- (3) 水産動植物の種苗の飼育管理等に関する受託事業
- (4) 栽培漁業に関する啓もう普及事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

3 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 財産目録等(定款を除く)は、毎事業年度終了後3箇月以内に、行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定時評議員会終結後遅滞なく、法令の定めるところにより公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 本法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、

評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。その請求は、評議員会の日の15日前までにしなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け

(6) その他法令及びこの定款に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちから評議員会で選出された2名が記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員 の 設置)

第24条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な

関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反したとき又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第31条 本法人は、法人法198条第1項において準用する法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 本法人は、基本財産の滅失による、本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(合併)

第41条 本法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分

の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った

ときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次の者とする。
理 事 難波 和聡、中村 彰男、須田 紀夫、石井 好勝、平川 正幸、
田中 保則、宮崎 健一
監 事 大竹 敦、船木 律
- 4 本法人の最初の理事長、専務理事は次の者とする。
理事長 難波 和聡
専務理事 須田 紀夫
- 5 本法人の最初の評議員は、次の者とする。
評議員 藤井 英雄、山本 健藏、伊藤 進、鈴木 一眞、加賀谷 道則、
渡辺 敏秀、児玉 俊幸、小島 武志、藤原 由美子、須田 正彦

第Ⅲ 基本財産(出捐金)明細表

令和6年3月31日現在

1 漁協関係

単位:円

名 称	総額	栽培漁業推進基金	一般会計基金
秋 田 県 漁 業 協 同 組 合	138,239,000	123,207,000	15,032,000
秋 田 県 い か つ り 漁 業 協 会	1,236,000	1,236,000	0
八 峰 町 峰 浜 漁 業 協 同 組 合	1,700,000	1,700,000	0
能 代 市 浅 内 漁 業 協 同 組 合	1,874,000	1,874,000	0
三 種 町 八 竜 漁 業 協 同 組 合	2,484,000	2,484,000	0
合 計	145,533,000	130,501,000	15,032,000

2 県・市町

単位:円

名 称	総額	栽培漁業推進基金	一般会計基金
秋 田 県	206,132,000	94,132,000	112,000,000
八 峰 町 (八 森 町 ・ 峰 浜 村)	8,235,000	3,175,420	5,059,580
能 代 市	1,984,000	764,960	1,219,040
三 種 町 (八 竜 町)	1,478,000	568,540	909,460
男 鹿 市 (男 鹿 市 ・ 若 美 町)	29,241,000	11,273,080	17,967,920
潟 上 市 (天 王 町)	3,203,000	1,232,580	1,970,420
秋 田 市	1,827,000	704,760	1,122,240
由 利 本 荘 市 (本 荘 市 ・ 岩 城 町 ・ 西 目 町)	5,467,000	2,108,300	3,358,700
に か ほ 市 (仁 賀 保 町 ・ 金 浦 町 ・ 象 潟 町)	10,400,000	4,007,360	6,392,640
合 計	267,967,000	117,967,000	150,000,000

※新市町名は市町村合併による。

総 合 計	413,500,000	248,468,000	165,032,000
-------	-------------	-------------	-------------

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：公益財団法人秋田県栽培漁業協会

時 点：令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	大竹 敦	元秋田県水産振興センター所長
2	理 事	石井 好勝	八峰町峰浜漁業協同組合代表理事組合長
3	同	大高 光晴	能代市浅内漁業協同組合代表理事組合長
4	同	田中 保則	三種町八竜漁業協同組合代表理事組合長
5	同	船木 律	秋田県漁業協同組合常勤監事
6	同	小松 斉	元全国広域漁船保険組合秋田県支所長
7	同	水谷 寿	(公財)秋田県栽培漁業協会事務局長
8	監 事	藤嶋 茂	全国漁業信用基金協会秋田支所担当監事
9	同	夏井 大助	男鹿市農林水産課長
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和6年度 事業計画書（案）

基本方針

栽培漁業による水産振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進する魚類・甲殻類・貝類の各種苗を生産し、漁業者等に供給するとともに、放流を行います。

また、令和元年度から取り組んでいた（一社）日本釣用品工業会の LOVE BLUE 事業の専門機関と連携した放流事業について、令和4年度から3年間事業実施が採択され、3年目の事業として引き続き取り組みます。

各事業の実施計画

1 栽培漁業啓発普及事業

放流式の開催

例年9月第2火曜日に開催している当協会主催の放流式は、第32回放流式として、船川港（椿漁港）での開催を予定します。

協会の事業内容を広く周知し、理解を得るためホームページで情報発信します。

URL <http://akita-saibai.com/>

2 受託事業

秋田県水産振興センターが飼育する水産動物の飼育管理業務

対象：マダイ・ヒラメ親魚養成、アユ・トラフグ種苗生産 等

水産漁港課 蓄養殖推進体制構築事業

対象：クルマエビ

広域種資源造成型栽培漁業推進事業

対象：ヒラメ

（公社）全国豊かな海づくり推進協会補助事業

（日本海北部海域栽培漁業推進協議会）

3 種苗生産・供給事業

クルマエビ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	県内	2.5 mm	2,299千尾
	県外（新潟）	2.5 mm	110千尾
	計	2.5 mm	2,409千尾

エゾアワビ（当協会アワビ種苗生産施設（にかほ市象潟町））

放流用	秋田県内各漁協配布	2.0 mm	2,87千個
放流用	秋田県内各漁協配布	3.0 mm	38千個
放流用	秋田県内各漁協配布	5.0 mm	5千個
養殖試験用等		3.0 mm	2千個
	計		3,33千個

ヒラメ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	秋田県内漁協	50～80mm	39千尾
放流用	広域種資源造成型栽培漁業推進事業	80～120mm	40千尾
放流用	水産多面的機能発揮対策（放流）事業	80mm	40千尾
放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	80mm	20千尾
計			139千尾

クロソイ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	80mm	17千尾
計			17千尾

マダイ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	秋田県つり連合会マダイ稚魚放流事業	85mm	4千尾
放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	85mm	20千尾
計			24千尾

4 栽培漁業総合推進対策事業

マダイ、ヒラメの種苗生産、中間育成、放流及び市場調査

種苗生産（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

マダイ	30mm	430千尾 (3の分を含む)
ヒラメ	25mm	300千尾 (3の分を含む)

中間育成及び放流数

マダイ	85mm	300千尾
ヒラメ	80mm	200千尾

場所：県内2箇所の漁港・港湾、県水産振興センター栽培漁業施設

場所：当協会ヒラメ中間育成施設（八峰町八森）

県水産振興センター栽培漁業施設

放流効果調査（市場調査）

県内各漁協に出向き、マダイ、ヒラメの漁獲量に占める放流魚の状況を産地市場にて調査

秋田県内各漁協

令和6年4月1日～令和7年3月31日

令和6年度収支予算書

【資金ベース】

一般会計

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	①予算額	②前年度予算額	増減(①-②)	備 考
1 収入の部				
① 基本的財産運用収入				
国債受取利息収入	300,000	300,000	0	
公債受取利息収入	0	0	0	
定期預金受取利息収入	4,000	4,000	0	
財産運用収入計	304,000	304,000	0	
② 特定資産運用収入				
退職引当金預金受取利息収入	1,000	1,000	0	
施設修繕積立金受取利息収入	500	500	0	
特定資産運用利息計	1,500	1,500	0	
③ 事業収入				
飼育管理業務受託収入	6,856,365	7,008,580	△ 152,215	県センター業務
種苗売却収入	34,601,378	39,803,828	△ 5,202,450	アワビ・クルマエビ等
事業収益計	41,457,743	46,812,408	△ 5,354,665	
④ 補助金等収入				
県等補助金収入				
民間補助金収入	980,000	980,000	0	海づくり推進協会
補助金等収入計	980,000	980,000	0	
⑤ 負担金収入				
クルマエビ放流協力金	40,000	40,000	0	
負担金収入計	40,000	40,000	0	
⑥ 有価証券売却収入				
有価証券売却	0	0	0	
有価証券売却益	0	0	0	
有価証券売却収入計	0	0	0	
⑦ 雑収入				
定期預金受取利息収入	0	0	0	流動資産の利息
普通預金受取利息収入	1,000	1,000	0	
クルマエビ親売却収入	20,000	30,000	△ 10,000	
雑収益計	21,000	31,000	△ 10,000	
⑧ 資産運用財産充当				
定期預金取崩	0	0	0	
退職給付金引当預金取崩	0	0	0	
修繕積立金預金取崩	0	0	0	
資産運用財産充当計	0	0	0	
⑨ 他会計からの繰入収入				
栽培基金会計から繰入	0	0	0	

科 目	①予算額	②前年度予算額	増減(①-②)	備 考
⑩ 特定資産取崩収入				
建物、施設設備修繕等積立資産	0	0	0	
当期収入合計 (A)	42,804,243	48,168,908	△ 5,364,665	
前期繰越収支差額	△ 5,853,092	11,035,000	△ 16,888,092	
収入合計 (B)	36,951,151	59,203,908	△ 22,252,757	
2 支出の部				
① 事業費				
給料手当	17,329,000	14,295,000	3,034,000	正職員、常勤理事
臨時雇賃金	9,600,000	9,519,000	81,000	臨時職員
福利厚生費	4,216,000	4,654,000	△ 438,000	社保、労保
会議費	100,000	0	100,000	4県会議主催
旅費交通費	500,000	450,000	50,000	
通信運搬費	150,000	150,000	0	電話、振込料
消耗什器備品費	100,000	120,000	△ 20,000	
消耗品費	1,200,000	1,300,000	△ 100,000	作業資材
修繕費	1,000,000	1,000,000	0	アワビ施設
動力費	8,000,000	8,500,000	△ 500,000	電気
光熱水料費	400,000	450,000	△ 50,000	水道、灯油
賃借料	250,000	180,000	70,000	レンタトラック
租税公課	1,000,000	1,000,000	0	
保険料	270,000	270,000	0	アワビ施設
諸謝金	30,000	30,000	0	放流式
支払負担金	70,000	60,000	10,000	会議負担金
種苗購入費	1,000,000	6,800,000	△ 5,800,000	アワビ
親魚購入費	300,000	260,000	40,000	アワビ、クルマエビ
飼料購入費	2,500,000	1,500,000	1,000,000	飼育用飼料
薬品費	200,000	180,000	20,000	魚病、消毒薬品
役務費	100,000	95,000	5,000	水質分析・飼育補助
管理諸費	470,000	463,000	7,000	電気保安
雑 費	100,000	120,000	△ 20,000	
事業費支出計	48,885,000	51,396,000	△ 2,511,000	
科 目	①予算額	①予算額	増減(①-②)	備 考
② 管理費				
役員報酬	1,824,000	2,212,000	△ 388,000	常勤理事
給料手当	37,200	54,000	△ 16,800	常勤理事通勤費等
臨時雇賃金	900,000	910,000	△ 10,000	臨時職員
福利厚生費	330,000	413,000	△ 83,000	社保、労保
会議費	180,000	180,000	0	理事会、評議員会
旅費交通費	150,000	300,000	△ 150,000	
通信運搬費	150,000	150,000	0	電話、切手

科 目	①予算額	②前年度予算額	増減(①－②)	備 考
消耗什器備品費	20,000	20,000	0	事務用品
消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品
光熱水料費	40,000	50,000	△ 10,000	電気、水道
賃借料	152,000	152,000	0	コピー機リース
租税公課	20,000	20,000	0	印紙
支払負担金	100,000	200,000	△ 100,000	会議負担金
監理費	831,000	831,000	0	会計・税務指導
管理諸費	30,000	40,000	△ 10,000	
支払利息	0	0	0	借入利息
雑 費	20,000	20,000	0	
管理費支出計	4,834,200	5,602,000	△ 767,800	
③ 特定資産積立支出				
退職給付費用	2,235,000	2,235,000	0	
建物、施設修繕積立	0	0	0	
特定資産積立支出計	2,235,000	2,235,000	0	
④ 財産取得支出				
設備投資	0	0	0	
器具備品購入費	0	0	0	
有価証券購入費	0	0	0	
預金支出	0	0	0	
資産取得費計	0	0	0	
⑤ 他会計繰入支出				
栽培漁業推進基金会計へ繰入支出	5,837,000	5,824,000	13,000	
当期支出合計 (C)	61,791,200	65,057,000	△ 3,265,800	
当期収支差額 (A)－(C)	△ 18,986,957	△ 16,888,092	△ 2,098,865	
次期繰越収支差額(B)－(C)	△ 24,840,049	△ 5,853,092	△ 18,986,957	

令和6年度収支予算書

【資金ベース】

栽培基金会計

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	①予算額	②前年度予算額	増減(①-②)	備 考
I 放流効果実証事業事業				
1 収入の部				
① 基本的財産運用収入				
国債受取利息収入	300,000	300,000	0	
公債受取利息収入	1,947,000	1,947,000	0	
定期預金受取利息収入	0	0	0	
財産運用収入計	2,247,000	2,247,000	0	
② 補助金等収入				
受取県補助金収入	0	0	0	
③ 負担金収入				
マダイ放流協力金	1,509,000	1,714,000	△ 205,000	
ヒラメ放流協力金	2,043,000	1,226,000	817,000	
八竜・浅内・峰浜放流協力金	50,000	50,000	0	
秋田県つり連合会放流協力金	200,000	200,000	0	
伊徳稚魚放流協力金	300,000	300,000	0	
負担金収入計	4,102,000	3,490,000	612,000	
④ 有価証券売却収入				
有価証券売却	0	0	0	
有価証券売却益	0	0	0	
有価証券売却収入計	0	0	0	
⑤ 雑収入				
定期預金受取利息収入	0	0	0	
有価証券運用収入	0	0	0	
雑収入計	0	0	0	
⑥ 資産運用財産充当				
資産運用財産充当	0	0	0	
⑦ 他会計からの繰入収入				
一般会計から繰入	5,837,000	5,824,000	13,000	
当期収入合計 (A)	12,186,000	11,561,000	625,000	
前期繰越収支差額	9,658,000	9,658,000	0	
収入合計 (B)	21,844,000	21,219,000	625,000	
2 支出の部				
① 放流効果実証事業支出				
給料手当	2,291,000	2,219,000	72,000	正職員
臨時雇賃金	1,610,000	1,448,000	162,000	臨時職員
福利厚生費	380,000	1,179,000	△ 799,000	社保、労保

科 目	①予算額	②前年度予算額	増減(①-②)	備 考
会議費	0	0	0	
旅費交通費	140,000	280,000	△ 140,000	
通信運搬費	100,000	60,000	40,000	電話、振込料、燃油代
消耗什器備品費	50,000	50,000	0	
消耗品費	150,000	100,000	50,000	作業資材
修繕費	900,000	900,000	0	岩館施設
動力費	3,000,000	2,100,000	900,000	電気
光熱水料費	20,000	20,000	0	岩館施設
賃借料	220,000	150,000	70,000	レンタトラック
租税公課	3,000	3,000	0	印紙
保険料	190,000	190,000	0	岩館施設
飼料購入費	2,400,000	2,100,000	300,000	飼育用飼料
薬品費	70,000	50,000	20,000	魚病、消毒薬品
役務費	12,000	12,000	0	
飼育役務費	550,000	600,000	△ 50,000	マダイ中間育成
雑 費	100,000	100,000	0	
放流効果実証事業支出計	12,186,000	11,561,000	625,000	
② 財産取得支出				
有価証券購入費	0	0	0	
③ 資産運用財産支出				
定期預金支出	0	0	0	
④ 他会計繰入支出				
一般会計へ繰入支出	0	0	0	
当期支出合計 (C)	12,186,000	11,561,000	625,000	
当期収支差額 (A-C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B-C)	9,658,000	9,658,000	0	

令和6年度収支予算書総括表

単位:千円

科 目	合 計	一 般 会 計	栽 培 漁 業 推 進 基 金 会 計	備 考
I 収 入 の 部				
基本的財産運用収入	2,551	304	2,247	
特定財産運用収入	2	2	0	
事 業 収 入	41,458	41,458	0	
補 助 金 等 収 入	980	980	0	
負 担 金 収 入	4,142	40	4,102	
有価証券売却収入	0	0	0	
雑 収 入	21	21	0	
資産運用財産充当	0	0	0	
繰 入 金 収 入	5,837	0	5,837	
特定資産取崩収入	0	0	0	
当 期 収 入 合 計 A	54,990	42,804	12,186	
前期繰越収支差額	3,805	△ 5,853	9,658	
収 入 合 計 B	58,795	36,951	21,844	
II 支 出 の 部				
事 業 費	61,071	48,885	12,186	
管 理 費	4,834	4,834	0	
特定資産積立支出	2,235	2,235	0	
財産取得支出	0	0	0	
資産運用財産支出	0	0	0	
繰 入 金 支 出	5,837	5,837	0	
当 期 支 出 合 計 C	73,977	61,791	12,186	
当 期 収 支 差 額 A — C	△ 18,987	△ 18,987	0	
次 期 繰 越 収 支 差 額 B — C	△ 15,182	△ 24,840	9,658	

収支(正味財産増減)予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【損益ベース】
(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本的財産運用益				
基本的財産受取利息	2,551,000	0	0	2,551,000
特定資産運用益				
特定資産受取利息	1,500	0	0	1,500
事業収益				
受託事業収入	0	6,856,365	0	6,856,365
種苗売却収入	34,601,378	0	0	34,601,378
受取補助金等				
受取秋田県補助金	0	0	0	0
受取民間補助金	980,000	0	0	980,000
受取負担金				
受取放流協力金	4,142,000	0	0	4,142,000
雑収益				
普通預金受取利息	1,000	0	0	1,000
その他の雑収益	20,000	0	0	20,000
経常収益計	42,296,878	6,856,365	0	49,153,243
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	19,620,000	0	0	19,620,000
臨時雇賃金	5,214,636	5,995,364	0	11,210,000
福利厚生費	3,582,784	1,013,216	0	4,596,000
退職給付費用	2,235,000	0	0	2,235,000
会議費	100,000	0	0	100,000
旅費交通費	640,000	0	0	640,000
通信運搬費	250,000	0	0	250,000
減価償却費	12,999,000	0	0	12,999,000
消耗什器備品費	150,000	0	0	150,000
消耗品費	1,350,000	0	0	1,350,000
修繕費	1,900,000	0	0	1,900,000
動力費	11,000,000	0	0	11,000,000
光熱水料費	420,000	0	0	420,000
賃借料	470,000	0	0	470,000
租税公課	1,003,000	0	0	1,003,000
保険料	460,000	0	0	460,000
諸謝金	30,000	0	0	30,000
支払負担金	70,000	0	0	70,000
種苗購入費	1,000,000	0	0	1,000,000
親魚購入費	300,000	0	0	300,000
飼料購入費	4,900,000	0	0	4,900,000
薬品費	270,000	0	0	270,000
役務費	112,000	0	0	112,000
飼育役務費	550,000	0	0	550,000
管理諸費	470,000	0	0	470,000
雑費	200,000	0	0	200,000
事業費計	69,296,420	7,008,580	0	76,305,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
管理費				
役員報酬	0	0	1,824,000	1,824,000
給料手当	0	0	37,200	37,200
臨時雇賃金	0	0	900,000	900,000
福利厚生費	0	0	330,000	330,000
会議費	0	0	180,000	180,000
旅費交通費	0	0	150,000	150,000
通信運搬費	0	0	150,000	150,000
減価償却費	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	20,000	20,000
消耗品費	0	0	50,000	50,000
光熱水料費	0	0	40,000	40,000
賃借料	0	0	152,000	152,000
租税公課	0	0	20,000	20,000
支払負担金	0	0	100,000	100,000
監理費	0	0	831,000	831,000
管理諸費	0	0	30,000	30,000
借入利息			0	0
雑費	0	0	20,000	20,000
管理費計	0	0	4,834,200	4,834,200
経常費用計	69,296,420	7,008,580	4,834,200	81,139,200
評価損益等調整前当期経常増減額	26,999,542	152,215	4,834,200	31,985,957
基本的財産評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	26,999,542	152,215	4,834,200	31,985,957
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
投資有価証券売却益	0			0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	5,837,000	5,837,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	21,162,542	5,989,215	4,834,200	31,985,957
当期一般正味財産増減額	21,162,542	5,989,215	4,834,200	31,985,957
一般正味財産期首残高				651,536,707
一般正味財産期末残高				619,550,750
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
正味財産期末残高				619,550,750

法人名 (公財)秋田県栽培漁業協会

②令和5年度計算書類等

法人所管課 水産漁港課

財 産 目 録
令和 6 年 3 月 3 1 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
	普通預金	秋田銀行男鹿支店	運転資金として	5,919,418
	未収金	秋田県水産振興センター	受託費	650,695
	未収金	秋田県水産漁港課	受託費	990,666
	未収金	秋田県漁業協同組合	モニタリング費用	160,000
流動資産合計			7,720,779	
(固定資産)				
基本的財産				
	定期預金	秋田銀行男鹿支店 (栽培・一般)	公益目的保有財産として	55,287,000
	投資有価証券	北九州市公募公債 (栽培)	公益目的保有財産として	103,773,700
	投資有価証券	北海道公募公債(栽培)	公益目的保有財産として	93,284,200
	投資有価証券	利付国債 (一般)	公益目的保有財産として	55,574,160
	投資有価証券	利付国債 (栽培)	公益目的保有財産として	76,313,900
			小計	384,232,960
特定資産				
	退職給付引当資産	秋田銀行男鹿支店 (定期預金)	職員の退職金引当として	18,277,366
	修繕費準備資産	秋田銀行男鹿支店 (定期預金)	将来の修繕費準備資金として	6,890,138
			小計	25,167,504
その他固定資産				
	建物	象潟アブリ生産施設、岩館ヒメ育成施設	公益目的保有資産として	97,337,497
	建物附属設備	象潟アブリ生産施設、岩館ヒメ育成施設	公益目的保有資産として	15,795,028
	器具備品	飼育用水槽、ろ過装置、揚水ポンプ 他	公益目的保有資産として	289,061,894
	漁具・漁網	マガイ中間育成用生け簀網	公益目的保有資産として	3,525,742
	減価償却累計額			△ 192,954,705
	電話加入権	事務室		149,968
			小計	212,915,424
固定資産合計			622,315,888	
資産合計			630,036,667	
(流動負債)				
	未払金	第一物産(株)	採苗板他	337,502
	未払費用	N T T、秋田社会保険事務所他	電話代、社会保険料他	1,766,042
	未払消費税等	秋田北税務署	消費税	1,438,400
	未払法人税等	秋田県、にかほ市	法人県民税、法人市民税	71,600
	預り金	職員	雇用保険料、社会保険料	439,558
流動負債合計			4,053,102	
(固定負債)				
	退職給付引当金	秋田銀行男鹿支店	職員の退職金引当として	19,582,000
固定負債合計			19,582,000	
負債合計			23,635,102	
正味財産期末残高			606,401,565	

(一般)：一般会計 (栽培)：栽培漁業推進基金会計

令和5年度事業報告

当法人が令和5年度に実施した事業について、次のとおり報告する。

第 事業の状況

1 全般的な事業の状況

種苗の生産・供給事業では、エゾアワビについては、南部地区から強い要望のあった大型種苗の春放流に対応するため、岩手県の民間業者から50mm種苗1.75万個を購入し供給した。また、前年度の高水温による親貝不調などの影響により十分な採苗ができなかった稚貝分として、岩手県の民間業者から12万個の種苗を購入した。

なお、アワビ種苗供給数は、漁協・漁業者からの要望が減ったことにより、前年に比較し約1万個減少した。

クルマエビは、7月下旬から8月上旬に天然親エビを入手してセンター施設において種苗生産を開始し、順調な生育を経て、県内向けに約233万尾、県外向けに約20万尾、25mmの稚エビを供給したほか、余剰分は男鹿半島周辺地区に協会として自主放流した。

クロソイは、4月中、下旬に天然親魚を入手し、4月24日から状態の良い産仔魚を得てセンター施設において種苗生産を開始し、計画どおりの尾数を育成した。生産した稚魚は県内から放流要望に対応して販売したほか、余剰分は男鹿半島周辺海域に協会として自主放流した。

ヒラメについては、育成親魚から受精卵を採卵し、3月31日から種苗生産を開始した。種苗は、一部を秋田県水産振興センター施設に残し、多くは5月23日に岩館ヒラメ育成施設に移送して中間育成を行った。生産した稚魚の配布、放流は6月14日から実施した。

マダイについては、育成親魚から受精卵を採卵し、5月25日から種苗生産を開始した。7月19日からは戸賀湾と椿漁港に設置した網生け簀に移送し、漁協職員や漁業者の協力を得て中間育成を行った後、同様に協力を得て9月1日から放流した。金浦漁港での網生け簀による中間育成については、漁港工事のため、令和4年度に引き続き実施できなかった。

栽培漁業基本計画の放流目標数であるヒラメ200千尾、マダイ300千尾に対し、ヒラメは271千尾、マダイは383千尾とそれぞれ目標を上回る尾数を放流することができた。

種苗の需要減少が続く中、(一社)日本釣用品工業会が全国展開する「つり環境ビジョンコンセプトに基づくLOVE BLUE事業専門機関と連携した放流事業」を実施し、工業会から指定を受けた日本釣振興会秋田県支部会員と一緒に秋田港でマダイ稚魚を放流したほか、秋田県つり連合会が北浦漁港で行っている「マダイ稚魚放流式」に合流しマダイ、クロソイ稚魚を放流した。例年、男鹿マリンクラブが男鹿マリーナで行っている「海の日記念イベント」でもヒラメ稚魚を放流する予定であったが、豪雨の影響により施設が使用できなくなったため、放流のみ椿漁港において協会が実施し、イベントについては同クラブが後日別途に開催した。その際、参加者の放流体験用にヒラメ稚魚を提供した。

なお、前年度まで実施していた、水産振興センターが生産したガザミ種苗の斡旋は、同センターが生産を止めたことに伴い行わなかった。

2 各事業の状況

(1) 種苗生産・供給事業

エゾアワビ

生産施設 (公財) 秋田県栽培漁業協会アワビ種苗生産施設(象潟)

供給時期 4月5日～11月16日

供給内訳

県内	平均殻長	20mm	318,870個
		30mm	42,000個
		40mm	1,000個
		50mm	17,500個
合計		20～50mm	379,370個

クルマエビ

生産施設 秋田県水産振興センター施設

供給時期 9月22日～10月3日

供給内訳

県内	平均全長	25～42mm	2,333,000尾
県外		25～33mm	202,000尾
合計		25～42mm	2,535,000尾

ヒラメ(放流用)

育成施設 秋田県水産振興センター施設及び(公財)秋田県栽培漁業協会ヒラメ中間育成施設(岩館)

供給時期 6月14日～9月12日

供給内訳

県内	平均全長	50mm	20,000尾(中間育成・放流用)
		80mm	21,000尾(一般事業)
		80mm	20,000尾(LOVE BLUE事業)
		80mm	40,000尾(水産多面的事業)
		82mm	32,700尾(全国豊海協事業)
		100mm以上	8,300尾(全国豊海協事業)
合計		50～100mm以上	142,000尾

(公社)全国豊かな海づくり推進協会による広域種資源造成型栽培漁業推進事業(資源造成事業:日本海北部海域ヒラメ)

マダイ(放流用)

育成施設 秋田県水産振興センター施設

供給時期 9月1日～12日

供給種苗

県内	平均全長	85mm	20,000尾 (LOVE BLUE事業)
		80mm	4,200尾 (秋田つり連他)
合計		80 ~ 85mm	24,200尾

クロソイ

生産施設 秋田県水産振興センター施設

供給時期 9月1日

供給種苗

県内	平均全長	80mm	16,500尾 (LOVE BLUE事業放流)
----	------	------	---------------------------

(2) 栽培漁業総合推進事業

ヒラメ

種苗生産 (中間育成まで)

生産施設 秋田県水産振興センター施設

生産期間 3月31日 ~ 5月23日

生産種苗 平均全長20.5 ~ 31.6mm

生産尾数 570,000尾

中間育成 (放流まで)

育成施設 秋田県水産振興センター施設及び (公財) 秋田県栽培漁業協会ヒラメ

育成施設 (岩館)

育成期間 5月23日 ~ 9月12日

取り上げ尾数 270,500尾

放流日 7月12日 ~ 9月12日

放流種苗 平均全長 80 ~ 100mm以上

放流尾数 169,500尾 (残り101,000尾は (1) の に掲載)

マダイ

種苗生産 (中間育成まで)

生産施設 秋田県水産振興センター施設

生産期間 5月25日 ~ 7月19日

生産種苗 平均全長33.1 ~ 39.8mm

生産尾数 551,300尾

中間育成 (放流まで)

ア 育成施設 秋田県水産振興センター施設

育成期間 7月19日 ~ 9月12日

取り上げ尾数 95,300尾

放流日	9月1～12日
放流種苗	平均全長 72.0～85mm以上
放流尾数	71,100尾(残り 24,200尾は(1)の に掲載)

イ 育成施設 男鹿市戸賀 戸賀港内 網生け簀

育成期間	7月19日～9月6日
放流日	9月6日
放流種苗	平均全長76.9mm
放流尾数	138,100尾

ウ 育成施設 男鹿市船川港椿 椿漁港内 網生け簀

育成期間	7月20日～9月5日
放流日	9月5日
放流種苗	平均全長 82.1mm
放流尾数	149,900尾

放流効果調査及び資料集計

ヒラメ・マダイの市場調査

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

ヒラメ・マダイについて、県内産地市場において人工放流種苗の混入状況を調査

(3) 県水産振興センター及び県水産漁港課業務の受託事業

秋田県水産振興センターで行っている、ヒラメ親魚、マダイ親魚、キジハタ親魚、の飼育及びトラフグ、アユ、キジハタの種苗生産と、シオミズツボウムシ等餌料生物の生産に係る作業の補助を受託した。

県が取り組んでいる蓄養殖推進の一環として、クルマエビの春採苗に向けた採卵用親エビの育成試験を受託した。

(4) 栽培漁業啓発普及事業

漁業の安全操業や豊漁祈願、児童らへの栽培漁業に関する啓発活動等を目的に、にかほ市金浦漁港を会場として、9月12日に第31回放流式を開催し、関係者となにかほ市立金浦小学校児童によるヒラメ・マダイの稚魚放流等を実施した。

また、協会ホームページでは、協会概要や事業報告等を掲載したほか、新着情報として各種苗の生産状況や放流情報を写真入りで発信した。

貸借対照表
令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,919,418	20,635,725	△ 14,716,307
未収金	1,801,361	878,334	923,027
流動資産合計	7,720,779	21,514,059	△ 13,793,280
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	55,287,000	55,287,000	0
投資有価証券	328,945,960	342,709,540	△ 13,763,580
基本財産合計	384,232,960	397,996,540	△ 13,763,580
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	18,277,366	18,277,000	366
修繕費準備資産	6,890,138	6,890,000	138
特定資産合計	25,167,504	25,167,000	504
(3) その他固定資産			
建物	97,337,497	97,337,497	0
建物附属設備	15,795,028	15,795,028	0
器具備品	289,061,894	288,548,194	513,700
漁具・漁網	3,525,742	3,525,742	0
建設仮勘定	0	0	0
減価償却累計額	△ 192,954,705	△ 166,672,330	△ 26,282,375
電話加入権	149,968	149,968	0
その他固定資産合計	212,915,424	238,684,099	△ 25,768,675
固定資産合計	622,315,888	661,847,639	△ 39,531,751
資 産 合 計	630,036,667	683,361,698	△ 53,325,031
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	337,502	0	337,502
未払費用	1,766,042	1,170,336	595,706
未払法人税等	71,600	71,600	0
未払消費税等	1,438,400	1,719,300	△ 280,900
預り金	439,558	403,940	35,618
流動負債合計	4,053,102	3,365,176	687,926
2. 固定負債			
退職給付引当金	19,582,000	18,277,000	1,305,000
固定負債合計	19,582,000	18,277,000	1,305,000
負 債 合 計	23,635,102	21,642,176	1,992,926
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	606,401,565	661,719,522	△ 55,317,957
正味財産合計	606,401,565	661,719,522	△ 55,317,957
負債及び正味財産合計	630,036,667	683,361,698	△ 53,325,031

正味財産増減計算書

(令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月31日 まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,548,106	2,778,977	△ 230,871
特定資産運用益			
特定資産受取利息	504	516	△ 12
事業収益			
受託事業収入	11,612,834	8,505,918	3,106,916
種苗売却収入	41,095,908	44,888,158	△ 3,792,250
事業収益計	52,708,742	53,394,076	△ 685,334
受取補助金等			
秋田県補助金	1,742,435	0	1,742,435
受取民間補助金	0	980,000	△ 980,000
受取補助金等振替額	0	75,044,100	△ 75,044,100
受取補助金等計	1,742,435	76,024,100	△ 74,281,665
受取負担金			
放流協力金	3,841,194	3,531,696	309,498
雑収益			
受取利息	0	5	△ 5
その他の雑収益	178,231	528,494	△ 350,263
雑収益計	178,231	528,499	△ 350,268
経常収益計	61,019,212	136,257,864	△ 75,238,652
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	20,428,677	19,296,054	1,132,623
臨時雇賃金	9,948,519	10,728,526	△ 780,007
福利厚生費	4,826,092	5,094,125	△ 268,033
退職給付費用	1,305,000	1,274,000	31,000
旅費交通費	643,881	437,010	206,871
通信運搬費	213,161	184,675	28,486
減価償却費	26,282,375	27,889,587	△ 1,607,212
消耗什器備品費	49,500	144,650	△ 95,150
消耗品費	1,395,549	1,266,989	128,560
修繕費	581,900	3,220,831	△ 2,638,931
動力費	10,338,747	10,922,258	△ 583,511
光熱水料費	413,234	496,560	△ 83,326
賃借費	369,160	314,600	54,560
保険料	453,370	453,370	0
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	2,299,600	1,751,100	548,500
支払負担金	812,707	8,803	803,904
種苗購入費	10,324,800	12,966,600	△ 2,641,800
親魚購入費	346,745	328,916	17,829
飼料購入費	4,728,304	4,153,551	574,753
薬品費	305,757	275,996	29,761
役務費	541,216	264,044	277,172
飼育役務費	544,250	576,000	△ 31,750
管理諸費	469,480	462,924	6,556
雑費	129,305	190,141	△ 60,836
事業費計	97,781,329	102,731,310	△ 4,949,981

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費			
役員報酬	2,287,125	1,520,000	767,125
給料手当	53,700	140,400	△ 86,700
臨時雇賃金	739,530	865,855	△ 126,325
福利厚生費	335,395	272,627	62,768
会議費	62,540	95,400	△ 32,860
旅費交通費	48,957	54,014	△ 5,057
通信運搬費	149,877	160,527	△ 10,650
減価償却費	0	0	0
消耗品費	3,124	6,446	△ 3,322
光熱水料費	28,986	36,046	△ 7,060
賃借料	151,800	151,800	0
租税公課	3,200	2,000	1,200
支払負担金	0	6,000	△ 6,000
監理費	830,500	836,000	△ 5,500
管理諸費	22,966	22,964	2
雑費	2,960	4,320	△ 1,360
管理費計	4,720,660	4,174,399	546,261
経常費用計	102,501,989	106,905,709	△ 4,403,720
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 41,482,777	29,352,155	△ 70,834,932
基本財産評価損益等	△ 13,763,580	△ 19,037,740	5,274,160
評価損益等計	△ 13,763,580	△ 19,037,740	5,274,160
当期経常増減額	△ 55,246,357	10,314,415	△ 65,560,772
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
その他経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 55,246,357	10,314,415	△ 65,560,772
法人税、住民税及び事業税	71,600	131,600	△ 60,000
当期一般正味財産増減額	△ 55,317,957	10,182,815	△ 65,500,772
一般正味財産期首残高	661,719,522	651,536,707	10,182,815
一般正味財産期末残高	606,401,565	661,719,522	△ 55,317,957
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	0	0	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	△ 75,044,100	75,044,100
当期指定正味財産増減額	0	△ 75,044,100	75,044,100
指定正味財産期首残高	0	75,044,100	△ 75,044,100
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	606,401,565	661,719,522	△ 55,317,957

正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 (公1)	収益事業等会計 (収1)	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	2,548,106			2,548,106
特定資産運用益				
特定資産受取利息	504			504
事業収益				
受託事業収入	3,853,946	7,758,888		11,612,834
種苗売却収入	41,095,908	0		41,095,908
事業収益計	44,949,854	7,758,888		52,708,742
受取補助金等				
秋田県補助金	1,742,435			1,742,435
受取民間補助金	0			0
受取補助金等振替額	0			0
受取補助金等計	1,742,435			1,742,435
受取負担金				
放流協力金	3,841,194			3,841,194
雑収益				
受取利息	0			0
その他の雑収益	178,231			178,231
雑収益計	178,231			178,231
経常収益計	53,260,324	7,758,888	0	61,019,212
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	18,694,364	1,734,313		20,428,677
臨時雇賃金	4,200,366	5,748,153		9,948,519
福利厚生費	4,053,140	772,952		4,826,092
退職給付費用	1,305,000			1,305,000
旅費交通費	643,881			643,881
通信運搬費	213,161			213,161
減価償却費	26,282,375			26,282,375
消耗什器備品費	49,500			49,500
消耗品費	1,395,549			1,395,549
修繕費	581,900			581,900
動力費	10,338,747			10,338,747
光熱水料費	379,966	33,268		413,234
賃借費	369,160			369,160
保険料	453,370			453,370
諸謝金	30,000			30,000
租税公課	1,608,800	690,800		2,299,600
支払負担金	812,707			812,707
種苗購入費	10,324,800	0		10,324,800
親魚購入費	346,745			346,745
飼料購入費	4,728,304			4,728,304
薬品費	305,757			305,757
役務費	353,482	187,734		541,216
飼育役務費	544,250			544,250
管理諸費	469,480			469,480
雑費	129,305			129,305
事業費計	88,614,109	9,167,220	0	97,781,329
管理費				
役員報酬			2,287,125	2,287,125
給料手当			53,700	53,700
臨時雇賃金			739,530	739,530
福利厚生費			335,395	335,395
会議費			62,540	62,540
旅費交通費			48,957	48,957
通信運搬費			149,877	149,877
減価償却費			0	0
消耗品費			3,124	3,124
光熱水料費			28,986	28,986
賃借料			151,800	151,800
租税公課			3,200	3,200
支払負担金			0	0
監理費			830,500	830,500
管理諸費			22,966	22,966
雑費			2,960	2,960
管理費計	0	0	4,720,660	4,720,660
経常費用計	88,614,109	9,167,220	4,720,660	102,501,989
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 35,353,785	△ 1,408,332	△ 4,720,660	△ 41,482,777
基本財産評価損益等	△ 13,763,580			△ 13,763,580
評価損益等計	△ 13,763,580			△ 13,763,580
当期経常増減額	△ 49,117,365	△ 1,408,332	△ 4,720,660	△ 55,246,357
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
その他経常外費用				
固定資産除却損	0			0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 49,117,365	△ 1,408,332	△ 4,720,660	△ 55,246,357
法人税、住民税及び事業税	71,600			71,600
当期一般正味財産増減額	△ 49,188,965	△ 1,408,332	△ 4,720,660	△ 55,317,957
一般正味財産期首残高				661,719,522
一般正味財産期末残高				606,401,565
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0			0
一般正味財産への振替額	0			0
一般正味財産への振替額	0			0
当期指定正味財産増減額	0			0
指定正味財産期首残高	0			0
指定正味財産期末残高	0			0
III 正味財産期末残高				606,401,565